

平成24年4月1日より 地域再生中小企業創業助成金の 支給要件が変わります

「地域再生中小企業創業助成金」は、雇用情勢が厳しい地域（21道県）において、地域の重点分野（地域再生分野）で創業する中小企業事業主に対し、その創業経費および労働者の雇入れ経費を支援する助成金です。雇用情勢が特に厳しい地域に対する「第1種」と、それ以外の地域に対する「第2種」があります。

助成金の種別	創業支援金	雇入れ奨励金
第1種 〔北海道、青森県、岩手県、秋田県、高知県、長崎県、熊本県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県〕	●対象経費の1/2 ●上限金額 雇入れ5人以上 500万円 雇入れ5人未満 300万円	雇入れ労働者 1人当たり 60万円
第2種 〔宮城県、山形県、福島県、奈良県、和歌山県、鳥取県、島根県、愛媛県、福岡県、佐賀県、大分県〕	●対象経費の1/3 ●上限金額 雇入れ5人以上 250万円 雇入れ5人未満 150万円	雇入れ労働者 1人当たり 30万円

主な変更内容

1. 雇入れ奨励金の対象労働者は、ハローワーク等の紹介によるものに限ります。

○ 法人の設立または個人事業の開業の日から起算して1年を経過する日までの間に雇入れ、かつ、縁故採用でない（一般公募など通常の採用手続きを経ている）者であること。



○ 法人の設立または個人事業の開業の日から起算して1年を経過する日までの間に雇入れ、かつ、ハローワーク、地方運輸局、または適正に運営されている有料・無料の職業紹介事業者の紹介により雇入れた者であること。

2. 法人の代表者（または個人事業主）が、創業した事業に専ら従事することが必要となります。

3. 法人の代表者（または個人事業主）、もしくは本人と生計を一にする親族が、過去3年以内に別の法人の代表者（または個人事業主）であった場合は、本助成金の申請はできません。

4. 追加雇入れ奨励金※は、既に支給申請した対象労働者から離職者が出た場合、その人数を差し引いた人数分で支給します。

※最初の支給申請後、新たに対象労働者の要件を満たした場合に支給する奨励金

◆平成24年4月1日以降に創業した事業主が、新要件の対象となります。
詳細は、お近くの労働局またはハローワークにお問い合わせください。